

先進医療「歯周外科治療におけるバイオ・リジェネレーション法」 (歯周炎における重度垂直性骨欠損に係わるものに限る)の ご案内とご説明

平成21年6月1日より、従来、当病院歯周治療科におきまして、自費診療で行ってききました歯周組織再生療法の一つであります「歯周外科治療におけるバイオ・リジェネレーション法（歯周炎における重度垂直性骨欠損に係わるものに限る）」が、厚生労働省の指定する先進医療技術として、当診療科での実施が認められました。

当院での上記治療が、先進医療として認められたことにより、保険診療との併用が可能となりました。患者様が、先進医療をお受けなった場合、「先進医療に係わる費用」は患者様の全額自己負担となりますが、「先進医療に係わる費用以外（たとえばお薬代など）」の通常の治療と共通する部分に関しましては、一般の保険診療と同じ扱いとなります。

歯周治療科におきましては、上記治療に該当します患者様がその治療を希望し、担当医が適応症とを認めた場合に、先進医療を行います。その場合、患者様には事前に治療内容や必要な費用につきましてご説明いたします。患者様が、担当医師の説明内容に十分納得いただいた上で、「同意書」に署名していただき、治療を始めることとなります。

○先進医療とは

先進医療とは、厚生労働省が国民の安全性の確保と患者負担の増大を防止するという観点を踏まえ、さらに国民の選択肢を拡げ、利便性を向上する観点から、従来の保険診療を超える水準の先進的な医療技術について、保険診療との併用を認めた医療行為のことを言います。平成21年5月1日現在で90種類の先進医療が認定されており、一定の施設基準を充たした機関が先進医療を行うことができます。

○歯周外科治療におけるバイオ・リジェネレーション法

本法は、歯周炎により破壊された歯周組織を再生させるため、セメント質の形成に関与する蛋白質を主成分とする歯周組織再生誘導材料を用い、歯肉剥離搔爬術（フラップ手術～歯肉を切開し、歯石と歯槽骨の悪い部分を取り除く手術）と同様の手技を用いた上で、直接、歯槽骨欠損部に填入するだけであり、従来の歯周組織再生誘導法（GTR法）のような複雑な手術を必要としません。比較的、簡便で低侵襲（生体への影響が少ない）の歯周外科治療であるにもかかわらず、GTR法に比べ、同等あるいはそれ以上の歯周組織再生が期待できます。また、治療による合併症等のリスクは低いと評価されています。

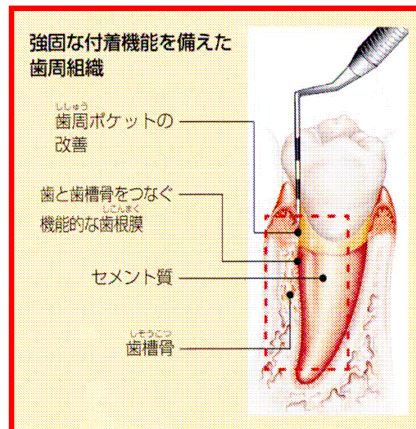
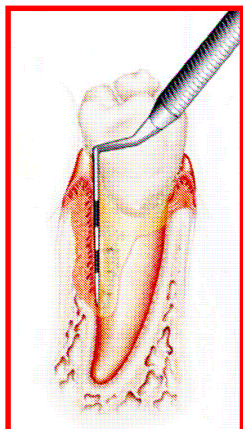
○当該先進医療の治療は

担当科	歯周治療科 本館9階 (TEL) 06-6910-1087
検査	患者様の歯周疾患の状態を検査し、先進医療に該当するかを調べます。
治療費	先進医療に係わる費用(自己負担分)は1歯5万円で、それ以外は保険診療

＜歯周外科治療におけるバイオ・リジェネレーション法＞

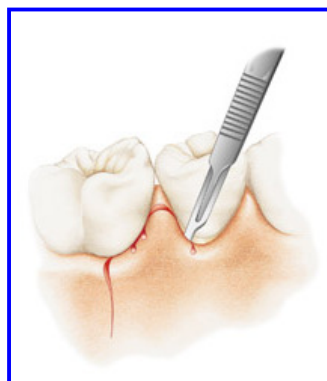
(中医協 総-3 19.9.19 資料より)

(術前) 深い歯周ポケットと垂直性骨欠損 (術後)

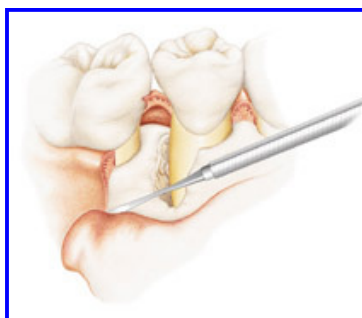


(治療の手順)

①局所麻酔・歯肉溝切開

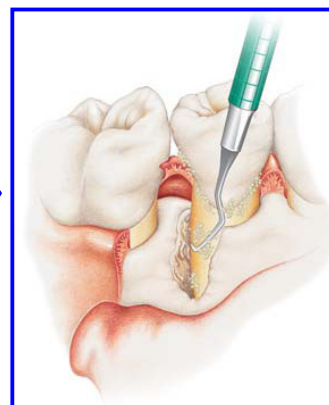


②粘膜骨膜弁の剥離・翻転

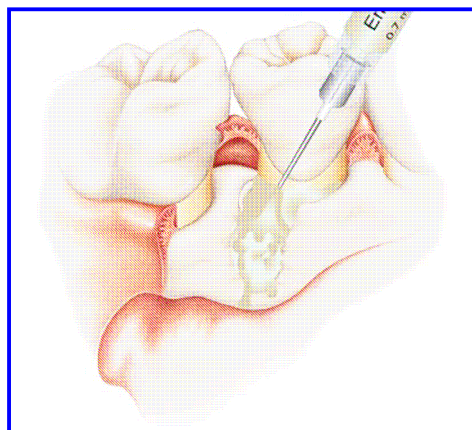


③歯根面のルートプレーニング

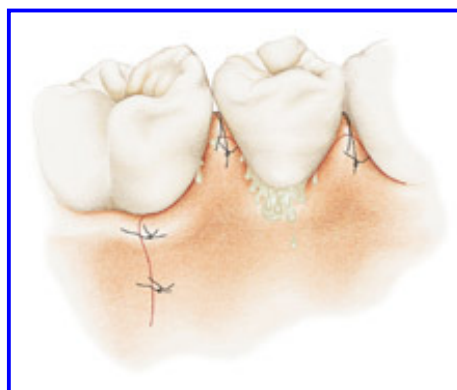
骨欠損部の搔爬および洗浄



④歯周組織再生誘導材料の塗布・填入



⑤歯肉弁の縫合



大阪歯科大学附属病院

〒540-0008

大阪府中央区大手前1-5-17

(TEL) 06-6910-1111(代表)